

## 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応調書

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
塩江地区	1	旧塩江保育所の整備	旧塩江保育所は、昭和50年に新築され、平成16年の保育所の統合に伴い廃園となり、その後は、施設の大半が倉庫として利用されているとのことです。しかしながら、修繕もなく放置された状態に近いとお見受けしますが、築後40年経過し老朽化は限界がきております。また、敷地内は雑草が生い茂り、地域衰退のシンボルともいえる存在となっております。加えて、災害時の避難場所になっているものの、その機能は果たせないのが現状ではないでしょうか。当該施設周辺は、中学校や中学校第2体育館、市営テニスコートなどが集中する文教エリアであり、現状のままでは、景観が大きく損なわれるばかりか、来春には統合小学校が開校するなど、多くの小中学生が行き交うこともなり、治安も極めて悪いと言えます。また、前述した公共施設の駐車場は非常に手狭で、利用者が道路に駐車するなど、地域住民の生活に支障がでています。そのため、当施設を取り壊し駐車場として管理してもらいたい旨の強い要望が地元自治会を始め地域からもあり、早急な整備に取りかかっていただこうよう要望いたします。	健康福祉局	こども園運営課	旧塩江保育所は、保育所としての用途は廃止され、普通財産となっており、本庁舎等の収納スペースが不足していることから、備品等の保管場所として活用しております。 本市の施設利用では、施設の状態や利用形態によりますが、基本的に財産処分年限を過ぎても活用することとしておりまして、本施設につきましては、人が常時利用することのない備品等の保管場所としての活用であり、雨漏り等もないことから、修繕等の必要もなく使用できるものと考えております。 また、草刈りにつきましては、人が常駐していないことから、當時きれいな状態とはまいりませんが、本職員や業者委託により時期を見て行っており、今後とも状況を見ながら実施してまいりたいと存じます。 なお、災害時の避難場所でございますが、危機管理課に確認しましたところ、土砂災害警戒区域であり、倉庫として活用している現状、また、近隣に指定避難場所として中学校があることから、地元の方とも相談した結果、本施設の避難場所としての指定は平成26年7月1日をもって解除されております。 また、周辺施設の駐車場につきましては、塩江中学校及び同第2体育館、塩江町庭球場とともに、利用者が駐車するスペースは十分に確保できていると存じており、新たな駐車場の整備は考えておりませんので、利用者の駐車マナーの啓発に努めて参りたいと存じます。 このような中、当該施設は、現在、必要な備品等の保管場所として活用しており、近いうちの撤去は考えておりませんが、新たな利活用の要望等がございましたら、その際は、改めて検討させていただきたいと存じます。
塩江地区	2	定住の促進	平成26年4月5日のニュースによると、全国で空き家の問題が深刻化する中、高松市は、市内で放置されている空き家対策に本格的に乗り出し、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、空き家の所有者向け支援や相談窓口の開設などの具体策について検討すると聞いております。中心部での空家問題とは少し異なるかもわかりませんが、現在、塩江地区でも特に山間部の上西地区は、高齢化率が5.6%という超高齢化の進む地域です。それに伴い、空き家が非常に多くなってきており、その空き家の多くが、荷物を入れている等の理由で、借りたい人が多くいる現状がありながら放置され荒廃していっております。山村の荒廃の歴史といふ観点から、過疎対策事業として、空き家の片付け助成制度等を作り、空き家を借家として利用できるようにしたり、また、水道の引けないところは、飲料水を確保するため、自家用給水装置の設置助成や飲用水給水ホース等の購入補助などの生活用水確保対策事業等を積極的に推進する等、何とかして、居住できる家、人々を増やす対策を、空き家になる前から早急に講じていただこうよう要望いたします。	市民政策局 環境局	政策課 環境総務課	放置されている空き家につきましては、防犯などの安全面を中心にしてその対策が全国的に大きな課題となっておりますが、個人財産に対する行政の介入には限界がありますことから、各地の自治体において、具体的な取組が進んでいない状況にあります。 このような中、生活環境や景観の保全、防犯、あるいは、まちなか居住促進といった、その地域の実態を踏まえた行政目的に対応する、空き家等に関する条例を制定、あるいは検討する自治体が、増えてきております。 しかしながら、現時点では、条例を制定した自治体におきましても、条例に基づく対策により、顕著な成果を得るまでは至っておらず、条例をもって、空き家等対策の効果的な仕組みとするには、難しい面もあるものと存じます。 一方、自由民主党の空き家対策推進議員連盟において、市町村に対する空き家への立入調査権の付与や、強制撤去の要件などを内容とした、空き家等対策に関する特別措置法案について、今秋の臨時国会への提出を目指して、準備が進められております。法律に基づく空き家等対策を講じることが可能となる同法案の動向に注視しながら、関係局で設置しております空き家等対策プロジェクトチームにおいて、対策の一つとして条例の効果等を検討し、平成26年度に実施する空き家等実態調査の結果や、本市における水道事業の給水区域外に居住する方に対する補助制度を踏まえ、条例制定を含めた空き家等対策を取りまとめてまいりたいと存じます。
塩江地区	3	過疎対策事業	現在、過疎対策事業の補助金申請については、担当課の方から地域コミュニティ協議会に案内がきておりますが、申請から締め切り日までの期間が非常に短く、市当局が事前に関係者と調整、準備しているのではなく、申請案内を受けてから、関係団体と調整をして要望しているのが現状です。この状態では締め切り日までに申請が出来ず、要望があるものの、申請が出来ず見送った経緯があります。今後、このようなことが無いよう、「地域の過疎対策事業を考える会(仮称)」を公募で募り、過疎対策の必要性、事業計画、補助金申請の検討を行なう会を立ち上げたいと思います。その場合、市当局の「地域の過疎対策事業を考える会」への出席を頂き、事務的指導、申請の支援、情報提供を是非ともお願いします。	市民政策局	政策課	過疎対策事業の補助金申請等については、国から県、県から市を経由して通知され、市の過疎担当課から各事業の所管課へ通知・照会等を行っております。このため、地域コミュニティ協議会等、各団体への補助金申請の案内に時間をおいており、申請書類締切までの期間が非常に短期間になる場合もあります。 また、過疎対策事業の補助金申請におきましても、補助要綱等に変更点が追加される場合もあるため、事前に補助金事業の調整・準備等を行うことが困難な状況にあります。 市におきましては、過疎対策に関する情報、補助金申請等の通知があった場合、各事業の所管課への迅速な情報提供に今後も努めるとともに、「地域の過疎対策事業を考える会(仮称)」の市職員の出席につきましても、必要に応じて所管課と協議し、市として可能な範囲での協力を行ってまいりたいと存じます。
塩江地区	4	塩江の観光振興	現在、4大祭りにおいて発生する諸問題については、観光協会が中心となり対応しておりますが、以前より、イベント開催における国道193号での交通渋滞は大きい問題となっております。特に、6月開催のほたる祭り、8月開催の温泉祭りについては、来場者が多数のため、駐車場不足等に伴う大渋滞が発生し、主催者では対処できない状況となっているため、本線の利用者はもとより、周辺地域住民に多大の迷惑をかけており、さらには、緊急車両の通行にも支障をきたしかねない状況です。塩江の観光にとって4大祭りは欠かせないものであり、交通渋滞の解消には最大限の努力はしてきているものの、対応には限界がきており、駐車場問題を含め抜本的な対策を講じるよう要望します。	創造都市推進局	観光交流課	塩江4大まつりは、塩江温泉を始め、ホタル観賞や川遊びなど、地域資源を生かしたイベントとなっており、県外からも多くの観光客が訪れております。また、この取組を通じて、地域による観光資源の磨き上げと、さらなる活用が図られており、本市の観光振興に大きく寄与していると認識しております。 渋滞の解消については、事前告知の徹底や駐車場の確保、当日の交通整理の強化などが考えられますが、いずれにいたしましても、具体的な対策については、主催者と協議してまいりたいと存じます。

## 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応調書

塩江地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
塩江地区	5	地域行政組織再編	地域行政組織再編につきましては、議会答弁にもありましたように、激変緩和措置により塩江・庵治・香南支所については地区センターへの移行後も、当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスを継続して提供するということですが、同等のサービスとはどこまでのサービスか。また、当分の間というのはいつまでの期間を考えているのでしょうか。	総務局	人事課行政改革推進室	塩江・庵治・香南各支所においては、地域行政組織再編に伴う地区センター（仮称）への移行後も、当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスを継続して提供することとしており、この継続する窓口サービスの範囲については、多くの市民が利用するサービスを基本に考えておりますが、具体的な事務の内容は、再編計画策定後、各支所の固有事務を含め、取扱事務の範囲を精査する中で検討してまいりたいと存じます。 また、「当分の間」の具体的な期間については、激変緩和措置であることから恒常的な措置としては考えておりませんが、移行後の状況等をみながら、サービス内容や職員体制について検討してまいりたいと存じます。
塩江地区	6	地域審議会	昨年度の意見に対する対応方針として、建設計画の期間延長となった場合、本計画の進捗状況のチェックや意見を述べる地域審議会の継続について、今後、各方面の方々と協議していくとのご回答がありました。建設計画の期間延長についてはいつごろまでに決定をしていくのか。また、コミュニティ協議会との関係は、どのようなイメージを考えておられるのでしょうか。	市民政策局	地域政策課	建設計画の期間延長につきましては、進行管理の方法等もあわせまして、各地域の方々の御意見等も伺いながら、平成26年度中にその方向性を定めてまいりたいと存じます。 また、建設計画の進捗状況をチェックし、あるいは、合併後のまちづくりについて御意見をいただくために、市町村の合併の特例に関する法律に基づき合併協議において平成27年度まで設置しております地域審議会と、協働のパートナーと位置付け、共にまちづくりを進めていくために、本市制定の自治基本条例に基づき設置しております地域コミュニティ協議会との関係につきましては、本来の設置の趣旨や性格が異なるものでございますが、まちづくりを進めていく上におきまして、それぞれに重要な役割を担っていただいているものと存じます。